

書評

杜崎群傑『中国共産党による「人民代表会議」制度の創成と政治過程：権力と正統性をめぐって』（御茶の水書房、2015年）

水羽信男

著者は1981年生まれの新進気鋭の研究者で、関心の焦点は、内戦を勝ち抜き権力を手にした中国共産党がいかにして支配の「正統性」を獲得していったのか、という点にある。それは今日まで続く中国共産党による独裁がなぜ可能なのか、その「強韌性」の根源をどのように理解すべきなのか、という問いに答えるためには、その源流となった1940年代の歴史過程を分析しなければならないからであり、著者は現状分析だけでは十分でないと考えている(6頁。なお以下、括弧内の数字は本書の頁数を示す)。また従来の研究では革命を肯定的に捉え、その成功の要因について関心が集中することもあったが、革命前の運動の高揚ではなく、革命後の権力のありようこそが、人びとの暮らしにとっては重要であり、その特質の解明が重要となるからでもある(313)。さらに著者は本書を通じて、革命後の権力の形態を考察する比較政治学の発展に寄与することも目指している(15)¹。

この「正統性」を確保する制度が、本書が着目する人民代表会議であり、その制度は今日の中国の人民代表大会に引き継がれてゆく。今日、日本でも人民代表大会制度については中岡まり・加茂具樹らにより研究が進められ、また抗日戦争中の中国共産党根拠地における代議機関についても、かつてそれなりの研究が蓄積された。しかし、日本において人民代表会議を上述のような問題関心から論じた专著は、本書がはじめてといえよう。紙幅の関係もあり詳細な内容紹介は割愛せざるをえないが、本書の構成は次の通り。

序論 「人民代表会議」制度の研究の意義と課題

第1章 「人民代表会議」制度の目指す機能：中国共産党の「指導」・「正

統性」／第2章「人民代表会議」制度創成の歴史的文脈／第3章「人民代表会議」制度創成をめぐる国外要因：国共内戦期の中ソ関係／第4章「人民代表会議」制度創成をめぐる国内要因：党内における政治経済政策の相克と劉少奇の「天津講話」

第5章「人民代表会議」制度創成の諸段階Ⅰ：華北臨時人民代表大会（1948年8月）／第6章「人民代表会議」制度創成の諸段階Ⅱ：石家荘市人民代表大会（1949年7月）／第7章「人民代表会議」制度創成の諸段階Ⅲ：中国人民政治協商會議（1949年9月）／第8章「人民代表会議」制度創設の理念：中国人民政治協商會議共同綱領（1949年9月）／第9章 創成期における「人民代表会議」制度の特質

結論 本書の成果と展望：中国政治体制の源流 そして「人民代表大会」制度へ

人民代表会議とは、①共産党が権力掌握後に開催した、各界の団体などの代表と共産党の招聘するメンバーからなる各界人民代表会議に続いて構想され、②中国なりの「普選」²⁾に基づき、1954年に第1回大会が開かれた人民代表大会に先立つ「臨時的」な代議機関であり、③それは軍や工場などの団体からの選出および共産党の招請による代表と、「普選」による代表とにより構成されると理解されていたようだ（ただし著者が人民代表会議の最終的な形とみなしている人民政治協商會議は「普選」を経ず組織された）(87)。著者は中国共産党の人民代表会議をめぐる問題を丁寧にひもとき、その目的が戦争遂行のための動員と支配の「正統性」の獲得であったことを解明してゆく。

著者によれば、人民代表会議制度を創設するなかで、中国共産党は代表の選出の過程を掌握し、等額選挙などを通じて、黨員あるいは党と極めて近い人物を代表として会議に送り込んだ。そして共産党は人民代表会議の開催時期の決定権を持ち、会議へ提出される決議や法案の起草権を独占し、さらに共産党のフラクシオンによって影響力を行使するなどして、会議運営をコントロールし、最終的には憲法に相当する文書を決定する力を有するに至ったのである。

本書の優れた点の一つは、著者が「正統性」獲得の方策を国内と国外とに分け、両者の関連を複眼的に考えている点である。前者に関して言えば、農村根拠地を基盤に軍力を蓄え、都市を統治する至った共産党にとって、商工業者の支援を得ることが政治的にも経済的にも重要になる。後者についていえば、米国との戦いのなかで権力を掌握するうえで、ソ連の支持を得ることは中国共産党にとって国内問題に対処するうえでも重要な後ろ盾となった。

この研究課題に取り組むために、著者は河北省档案馆や中国の大学図書館などに出向き丹念に共産党の内部文書など関連史料を調査・収集し、さらに旧ソ連のロシア語史料をも蒐集して、精緻な実証をおこなっている。本書の優れた点の第二は、その実証の分厚さにある。付言すれば、既発表の公刊史料についても、改めて光をあてている。たとえば中国人民政治協商会議共同綱領の草案と、実際の共同綱領とを比較検討して、①草稿の段階では連邦制中国を認める議論が共産党内部にもあったこと、②しかし、その構想は李維漢のイニシアティブによって最終的に否定されたことを確認している(279)。

優れた点の第三は共産党の「脆弱性」にも着目した点である(11など)。たしかに人民代表会議の実践を通じて精緻化された代議機関の制度化と、それによって組織された政治体制が、「社会主義」体制化を断行し得た背景にある(313)。しかし著者は共産党が支配の「正統性」を獲得するために、著者のいう所謂「民主諸党派」や工商業者などへの配慮や妥協を必要としたことも強調している。それは共産党の「弱さ」を見落とすと、共産党の「正統性」獲得の方法や、その政策の変化の可能性を理解できなくなる、と著者が考えているからであろう。

こうした立場から筆者は共産党内部の思想的位相を、Y軸（社会主義的政策⇔資本主義的政策）とX軸（「民主党派」重視・ブルジョワジーへの配慮⇔「民主党派」軽視・プロレタリアート優位）により4つの象限に分け、2つのグループの存在を想定した(291)³。またスケールの両極に連合独裁とプロレタリア独裁を置き、その中間に人民民主独裁を位置づけ、共産党指導者の思想を、このスケール上に位置づけようとしている(292)。著者の問題提起は刺激的で重要である。

とはいえ議論を深めてゆくべき論点も残されている。たとえば「立法一行

政一司法」と「立法権一執政権一党」とを「重複」する関係とみなす議論(6)や、「選挙権威主義」・「非競争的政党制」という比較政治学上の類型化(295)などの理論問題がある。が、こうした問題を論じる能力を評者は持ち合わせていない。ここでは評者なりに、本書に学びつつ今後の課題を指摘しておく。

第一は「人民民主主義」をどう歴史的に位置づけるのか、という問題である。著者は「共産党が真の「民主」を目指した」こと、すなわち「西欧的な「議会制民主主義」よりも「社会主義」的な解釈に基づく議会制度……の方がより民意を反映させると信じ」たことに論及している(312)。評者も共産党の政策を一方的に「狡猾」だと断罪する立場には違和感を持っているが、それゆえにこそ「西欧的な「議会制」」を今日どう評価するのか、という問題をさらに検討する必要があると考えている。

たとえば米国では 1965 年の投票法の成立まで、黒人の選挙権は制限されていたし、今日、その投票法を骨抜きにしようとする動きがある⁴。日本の小選挙区制度のもとでは、53%弱という戦後最低の投票率に対して 5 割以下の得票率で、8 割近くの衆議院の議席を獲得できるという状況が生じている⁵。こうした限界は個別・例外的な問題であり、欧米型の議会制民主主義に代わるオルタナティブはないのだろうか（評者はその代替する制度を「真の」とか、社会主義的と呼ぶ必要性を特には感じない）。欧米型の議会制はたとえ worse であっても worst ではなく、守るべきだと考えるしかないのだろうか。

しかし欧米型の議会制民主主義に対する否定的評価は、羅隆基ら 1940 年代の中国の自由主義者にも共有されており、今後とも議会制をめぐる議論の歴史的な意味について、考察を深めてゆく必要があると評者は感じている⁶。

第二の課題は中華人民共和国の設立に向けての手續論の検討である。本書によれば、1948 年秋に中国国民党革命委員会の譚平山と、共産党員で中国民主促進会の設立メンバーである王紹鏊が、①新政協→②臨時人民代表会議→③臨時中央政府→④正式な人民代表大会→⑤正式な中央政府という 5 段階を提起した。また中国農工民主党の章伯鈞と、中国国民党革命委員会の蔡廷鍇が、①新政協＝臨時人民代表会議→②臨時中央政府→③正式な人民代表大会→④正式な中央政府という 4 段階論に立った(230)⁷。

同様な議論は同時期、民盟の幹部であり中共党員でもあった沈志遠や周新

民によっても提起されていた⁸。今後はこうした考え方が相応の支持を得ながら、なぜ実現しなかったのか、またそのことの意味をどのように考えるのか、さらに4段階論の復活ともいえる1954年の全人大の開催の意義をどう捉えるのかなどについて、思想史的に検討してゆく必要があろう。

事実関係では孫宏云は孫宏雲の誤り(92)、また表のなかの共産党員については(242・246・262)、さらなる検討が必要(たとえば沈志遠)等々、細かな問題も散見される。そのなかで評者が一番気になったのは、本書が師哲口述・李海文整理『中蘇関係見証録』(当代中国出版社、2005年、師哲の最初の口述整理本は1991年に出版)に拠り、スターリンが1949年7月の段階で中国は1954年に「普選」に基づく人民代表大会を開催し、憲法を制定すべきだと主張したとしていることである(118)。

評者も師哲の回想の正誤を判断する材料をもっているわけではないが、劉少奇の1949年の訪ソ報告には当該の発言がなく⁹、師哲の1949年の回想は1952年の劉の電文とほぼ同じ内容である¹⁰。たしかに師哲は1952年の訪ソ時の回想で、スターリンは1949年と同様の指摘をしたと述べ(師哲口述前掲書、143頁)、この回想を正しいものとする研究者もいる¹¹。しかし評者は師哲の回想を採用せず、1952年の訪ソを契機として共産党は方針を変えたとする議論に論理的な整合性を感じる¹²。

というのも1949年にスターリンが1954年に人民代表大会を開くように指導していたのならば、なぜ1952年のスターリンの同趣旨の発言が、中国共産党の政策を急速に変更させたのかについて説明しなければならないからである。だが、師哲の回想に基づく研究者から納得できる説明はない。また師哲の回想には記憶の混濁も含まれており(同前16頁)、著者も「仮に」師哲の回想が正しければ、と一定の条件を付けている(119)。とすれば、より慎重になるべきだったのではなかろうか。

とはいえ著者が新たな研究課題を開拓したことは、特筆されなければならないが、本書の成果をもとにさらなる研究の深化が求められているといえよう。

(nmizuha@hiroshima-u.ac.jp)

注

- 1 比較政治学だけでなく地域研究の重要性については、中岡まり「政治参加」高橋伸夫編『現代中国政治研究ハンドブック』慶應義塾大学出版会、2015年を参照のこと。
- 2 中華人民共和国のもとでの「普選」は、候補者が共産党の意向にそって指定されるなど、今日の日本でいう普通選挙とは異なる。当時の中国の代議機関については、著者や評者も参加した深町英夫編『中国議会 100 年史』東京大学出版会、2015 年を参照されたい。
- 3 ただし本書の図は杜崎群傑「前衛党と党外勢力」（深町、前掲書所収）140 頁の図とは異なっている。著者による説明が必要であろう。
- 4 「投票権法守ろう」（http://www.jcp.or.jp/akahata/aik15/2015-09-17/2015091707_02_1.html 2016/02/23 閲覧）。
- 5 「小選挙区制のどこが問題なのか」（<http://mainichi.jp/articles/20150105/dyo/00m/010/021000c> 2016/02/23 閲覧）。
- 6 羅隆基（水羽信男訳）「政治民主主義と経済民主主義」『救国と民主』（新編原典中国近代思想史 第 6 卷）岩波書店、2011 年。因みに羅隆基のコロンビア大学に提出した博士論文のテーマは英国の議会制であった。この点については、水羽信男『中国近代のリベラリズム』東方書店、2007 年参照。
- 7 王らの④・⑤や章らの③・④は「高崗、李富春關於沈鈞儒等対召開新政協的意見的報告」（中央統戰部・中央档案馆編『中共中央解放戦争時期統一戦線文件選編』档案出版社、1988 年、217 頁）には記載がなく、著者が追加したもののだが、評者も同意する。
- 8 水羽信男「実業界と政治参加」深町、前掲書、159-161 頁。
- 9 劉少奇「關於中共中央代表团与聯共（布）中央斯大林会谈情况給中央的電報」中共中央文献研究室・中央档案馆編『建国以来劉少奇文稿』第 1 冊、2005 年。
- 10 劉少奇「關於与斯大林会谈情况給毛沢東和中央的電報」同前、第 4 冊、2005 年。
- 11 劉文沛「新中国政府体制的建構与蘇聯因素（1949-1954）」2013 年度復旦大学博士論文など。
- 12 梅村卓「中国 1954 年憲法の制定過程と歴史的 성격の再吟味」『アジア経済』第 45 卷第 9 号、2004 年、吳繼平『新中国第一次普選運動研究』河南人民出版社、2010 年。